

マイナンバー法に基づく報告結果について

1 根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第4号）

2 対象機関

- (1) 都道府県、市区町村（教育委員会等を含む。）（2,153機関）
- (2) 一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、基礎項目評価書を委員会に提出した機関（89機関）

3 報告内容

(1) 全項目報告書、重点項目報告書

前記2(1)及び(2)のうち、委員会に全項目評価書又は重点項目評価書を提出している機関に対して、各機関が評価書に記載したリスク対策に関する平成28年度の措置状況等について、事務ごとに報告を求めた（全項目評価書を提出した205機関557事務、重点項目評価書を提出した361機関1,358事務を対象）。

(2) 個別テーマに基づく報告書

委員会が今回設定した項目に関し、平成28年度の実施状況及び実施計画等について、機関ごとに報告を求めた。

また、報告を受ける際、実施計画の策定や実施方法に関し、必要に応じて指導を行った。

4 報告結果

(1) 全項目報告書（資料1-2）、重点項目報告書（資料1-3）

全項目評価書及び重点項目評価書に記載されたリスク対策について、おおむね必要な措置が講じられている。

(2) 個別テーマに基づく報告書（資料1-4）

前記調査項目について、いずれも、おおむね必要な措置が講じられている。

ただし、一部の機関において、平成29年度中に対応が完了しないが、実施に向けて取り組んでいる旨の報告があった。

5 今後の取組

上記4の報告結果を受け、上記の対応が完了していない機関に対しては、都道府県にも協力を求めながら、委員会が個別に指導を行うなどして、早急な実施を促していく。

また、対象機関における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、当委員会として各種の取組を実施していく。

以上